

今後のインフラのマネジメントのあり方 に関する方向性(案)について

1. インフラマネジメントへの転換に関する基本的な考え方

(1) 2つの「見える化」の徹底

(新技術等を活用した管理者への「見える化」、市民への「見える化」)

(2) 「メリハリ」の推進

(優先度の設定等による重点化・軽量化のメリハリの推進)

(3) 統合的「マネジメント」の実現

(群マネの更なる推進、メンテナビリティ・リダンダンシーの確保、予算確保)

(4) 担い手に光を当てたインフラマネジメント産業の構築

(担い手にもっと光を当てる取組の推進、担い手確保、インフラマネジメント産業の「業界力」向上)

(5) インフラの「自分事化」と改革推進のための「モーメンタム」醸成

(市民への「見える化」と理解醸成、市民の主体的参画の促進、首長等のリーダーシップによるモーメンタムの醸成)

2. インフラマネジメントへの転換に向けた主な取組み

(1) 「見える化」を着実に進めるための取組

(性能カタログの策定及び充実等による新技術の導入促進、点検・調査結果のデジタル化やデータの標準化、インフラ状況や人口分布・災害リスク・土地利用等のマッピング化及び情報発信)

(2) 「メリハリ」を推進するための取組

(点検のメリハリ、メンテナンス等の優先度設定の考え方の整理や計画的な実施、劣化メカニズム等の研究推進)

(3) 統合的「マネジメント」を実現するための取組

①広域・多分野連携の推進

(群マネ等を推進するための制度の検討、専門家の活用体制の整備、群マネの手引きの充実、包括的民間委託の更なる活用促進)

②設計段階からのメンテナビリティ、リダンダンシーの確保

(維持管理の精度や容易性向上のための施設構造や材料の工夫、施設の多重化や分散化)

③インフラマネジメントに係る予算確保

(実勢単価に合わせた予算確保、補助金・交付金等の財政上の支援の充実)

(4) 担い手に光を当てたインフラマネジメント産業の構築に向けた取組

①担い手にもっと光を当てる取組

(処遇改善、働き方改革、インフラメンテナンス大賞等の表彰制度の推進)

②地域の実情に応じた担い手確保のための環境整備

(維持管理を合理的に受注できる入札・契約制度の検討)

③インフラマネジメント産業の「業界力」の向上

(インフラマネジメント産業の健全な発展を図るための仕組みの検討)

(5) インフラの「自分事化」と改革推進のための「モーメンタム」醸成に向けた取組

(インフラ状況や人口分布・災害リスク・土地利用等のマッピング化、SNS等による情報発信の強化、インフラメンテナンス国民会議や市区町村長会議等を通じた理解醸成や市民参画の推進、インフラについて学ぶ機会の提供)

【参考】下水道法等の一部を改正する法律について

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法律の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表

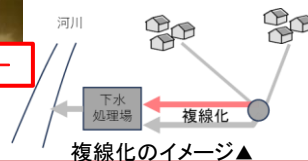
メリハリ



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ

見える化

メンテナンスリテリ、リダンダンシー



② 下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表

見える化

統合的マネジメント(多分野連携)

③ 道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2. 道路地下空間の安全性確保

統合的マネジメント(多分野連携)

① 道路占有者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設
- ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

① 下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

統合的マネジメント(広域連携)

② 下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

メリハリ

〔都道府県〕広域連携推進計画

流域下水道



複数の下水道管理者の連携



A公共下水道 B公共下水道

・事業運営の一体化 ・管理代行

▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から6月以内施行